



3文ス第1251号  
令和3年9月21日

公益財団法人福島県体育協会 様

福島県文化スポーツ局長  
( 公 印 省 略 )

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

9月17日に開催された「第93回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおりまん延防止等重点措置区域を除く地域における「県の独自対策」の解除が決定されました。(別紙参照)

つきましては、貴団体におかれましても、改定内容を確認のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、今回の改定について周知いただくようお願いいたします。

記

<県の独自対策>

- (1) 区 域：まん延防止等重点措置区域 (いわき市、郡山市及び福島市) を除く地域
- (2) 実施期間：令和3年8月8日から令和3年9月20日まで
- (3) その他：県の独自対策解除後は「基本対策」を徹底してください。

<まん延防止等重点措置> 変更なし

- (1) 区 域：いわき市、郡山市及び福島市
- (2) 実施期間：令和3年8月8日から令和3年9月30日まで

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3健第7705号  
令和3年9月17日

各 部 局 長  
教 育 長  
各委員会事務局長 様  
議 会 事 務 局 長  
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長

〔新型コロナウイルス感染症  
対策本部事務局長〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

県内においては、いわき市、郡山市及び福島市において「まん延防止等重点措置」を実施するとともに、その他の地域を対象に「県の独自対策」を実施しているところです。

今般、県内の感染状況を踏まえ、本日開催した「第93回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、下記のとおりまん延防止等重点措置区域を除く地域における「県の独自対策」の解除を決定しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いします。

なお、各市町村及び各新型コロナウイルス感染症対策地域本部には別途通知していることを申し添えます。

記

<県の独自対策>

- (1) 区 域：まん延防止等重点措置区域（いわき市、郡山市及び福島市）を除く地域
- (2) 実施期間：令和3年8月8日から令和3年9月20日まで
- (3) そ の 他：県の独自対策解除後は、「基本対策」を徹底してください。

<まん延防止等重点措置> 変更なし

- (1) 区 域：いわき市、郡山市及び福島市
- (2) 実施期間：令和3年8月8日から令和3年9月30日まで

〔 事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム  
電話（総括班）024-521-7872  
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp 〕